障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議	
H18.4.26	資料5－2

就労支援のためのメニュー一覧

障害のある方へ
～このような就労支援のためのメニューがあります～

①就職に向けての相談

	支援メニュー	相談窓口・支援機関	参照ページ
働きたいが、何から始めればいいのか分からないので相談したい。。。 就職に向けて、受けられる支援制度や支援機関を知りたい。。。	**就労に関する様々な相談支援** ニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習のあっせん、求職活動への同行、生活面の支援など様々な相談に応じます。	障害者就業・生活支援センター	p10～11
	職業相談・職業紹介 求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。専門的な支援が必要な方には、地域障害者職業センターを紹介します。	ハローワーク	p2へ
	相談支援事業 地域の障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利養護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。	相談支援事業者	p19～21
就職に向けての課題や自分に合った仕事を知りたい。。。 専門的な職業評価を受けたい。。。	**職業カウンセリング、職業評価** 仕事の種類や働き方などについて、希望や障害特性、課題を踏まえながら、相談・助言、職業能力の評価、情報提供等を行います。 必要に応じて、センターにおける専門的な支援を行います。	地域障害者職業センター	p4へ

②就職に向けての準備、訓練

	支援メニュー	相談窓口・支援機関	参照ページ
就職に向けての課題を把握し、その課題の改善や適応力の向上を図るための訓練を受けたい。。。	**地域障害者職業センターにおける職業準備支援** 作業支援、職業準備講習カリキュラム、精神障害者自立支援カリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援します。（支援期間：個別に設定します）	地域障害者職業センター	p5へ
基本的な労働習慣、生活習慣を、時間をかけて身につけたい。。。	**障害者雇用支援センターにおける職業準備訓練** 職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害のある方に、職業準備訓練を中心に、就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。（支援期間：1年（標準））	障害者雇用支援センター	p9へ
就職に向けての訓練から就職後の定着支援までを一貫して受けたい。。。	**就労移行支援事業** 一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。（利用期間：2年以内）	就労移行支援事業者	p15～16
職業に必要な技能を身につけたい。。。	**公共職業訓練** 障害者職業能力開発校のほか、専門の訓練コースを設定することにより、一般の公共職業能力開発校において公共職業訓練を実施しています。	障害者職業能力開発校等 ハローワーク	p12へ
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施しています。（訓練期間：3ヶ月（標準））	職業能力開発校（委託訓練拠点校） ハローワーク	p13～14
その事業所での就職を前提に、職場や作業に慣れるための実地訓練を受けたい。。。	**職場適応訓練** 事業所において実際の業務を行い、その作業環境に適応するための訓練です。（訓練期間：6ヶ月以内（中小企業と重度障害者は1年以内））	都道府県 ハローワーク	p34へ
養護学校等から就職に向けた職場での実習を受けたい。。。	**グループ就労訓練（職場実習型）に対する助成** 養護学校等の生徒が、1人から5人までのグループで指導員の支援のもと、企業内での実習を受けることにより、常用雇用への移行を促進します。	都道府県障害者雇用促進協会等	p29へ

③就職活動、雇用前・定着支援

	支援メニュー	相談窓口・支援機関	参照ページ
すぐに就職活動を始めたい。。。 就職先を探したい。。。	**求職登録、職業紹介** 就職を希望してハローワークに求職申込みを行うと、求職登録がなされます。ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを十分照合して職業紹介を行います。必要に応じて同行紹介も行います。	ハローワーク	p2へ
紹介された事業所で、働き続けることができるかどうか試したい。。。	**障害者試行雇用(トライアル雇用)事業** 事業主と有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を行います。就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある方の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指します。	ハローワーク	p3へ
職場に適応できるか不安なので、専門的な支援を受けながら就労したい。。。 仕事や職場でのコミュニケーションがうまくいかないので、ジョブコーチの支援を受けたい。。。	**職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業** 事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します。	地域障害者職業センター	p6へ
職場での様々な悩みについて相談したい。。。 職場での生活だけでなく、日常生活面での相談をしたい。。。	**就業面と生活面の一体的な支援** 障害者就業・生活支援センターの窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。	障害者就業・生活支援センター	p10～11
うつ病等により休職しているが、もとの職場へ復帰するために、専門的な支援を受けたい。。。	**精神障害者の職場復帰支援(リワーク支援)** 主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの建て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受入体制の整備等の支援を行います。	地域障害者職業センター	p7～8へ

④離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

	支援メニュー	相談窓口・支援機関	参照ページ
今の職場での仕事になじめないので転職したい。。。 仕事を辞めてしまったが、再就職したい。。。 企業で働いていたが解雇された。。。	**職業相談、職業紹介、失業保険の給付** 転職を希望してハローワークに求職申込みを行うと、求職登録されます。希望に応じて、職業紹介を行います。 また、失業した場合、失業認定の手続き等を行い、失業手当の給付を行います。	ハローワーク	p2へ
	再就職を目指す場合、「①就職に向けての相談」「②就職に向けての準備、訓練」のメニューが利用できます。		
就職したくて就労移行支援事業を利用したが、一般就労は難しかった。。。 体力面等の問題で働き続けることが難しくなった。。	**就労継続支援事業（雇用型）** 雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労継続支援 雇用型事業者	p17 へ
	就労継続支援事業（非雇用型） 就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労必要な知識、能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。	就労継続支援 非雇用型事業者	p18 へ

⑤事業主の方への支援

障害のある方を雇用する際に事業所が受けられる支援や事業所のメリットについて知りたい。。。

支援メニュー	相談窓口・支援機関	参照ページ
求人受理、職業紹介（仕事と障害者とのマッチング） 求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害者を紹介するように努めます。	ハローワーク	p2へ
障害者試行雇用(トライアル雇用)事業 事業主と有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を行います。雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害のある方の相互の理解を深めます。事業主には障害のある方1人につき、1ヶ月5万円の奨励金が支給されます。	ハローワーク	p3へ
雇用管理等に関する専門的な相談・助言 事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な相談・助言を行います。	地域障害者職業センター	p4へ
特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の一定率を一定期間援助します。	ハローワーク	p30～33
障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 事業主が障害のある方を雇用するために職場の施設・設備の設置又は整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します。	都道府県障害者雇用促進協会等	p26へ
障害者雇用に係る税制上の優遇措置 障害のある方を雇用する事業所には、様々な税制上の優遇措置があります。	税務署等	p35～36

※　その他、法定雇用率についてはｐ22、特例子会社制度についてはｐ23～24、障害者雇用納付金制度についてはｐ25をご覧下さい。

主な支援制度の概要

職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

１　公共職業安定所

就職を希望する障害者の求職登録を行い（就職後のアフターケアまで一貫して利用）、専門職員及び職業相談員がケースワーク方式により障害の種類･程度に応じきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施

２　障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）

（1）　障害者職業総合センター〔１センター〕

高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施

（2）　広域障害者職業センター〔３センター〕

（国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき髄損傷者職業センター）

障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施

（3）　地域障害者職業センター〔各都道府県１センター、５支所〕

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

３　障害者雇用支援センター

（都道府県知事が指定した民法法人が設置・運営）〔１４センター〕

就職が特に困難な障害者に対する職業準備訓練を中心とした雇用支援を実施

４　障害者就業・生活支援センター

（都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO 法人等が運営）〔１１０センター〕

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施

５　障害者職業能力開発校

（国及び県が設置、都道府県、高齢・障害者雇用支援機構が運営）〔国立 13 校、府県立 6 校〕

訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施

※　民間の能力開発施設（事業主、民法法人等が運営）〔２０施設〕

民間施設において、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施

ハローワークにおける障害者の就労支援

○　**職業相談・職業紹介**

ハローワークでは、就職を希望する**障害者の求職登録**を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施している。

職業相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の**各種支援策も活用**している。

また、求人者・求職者が一堂に会する**就職面接会**も開催している。

○　**障害者向け求人の確保**

障害者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害者に適したものについて**障害者求人への転換**を勧め、求人の確保に努めている。

○　**障害者雇用率達成指導と結び付けた職業紹介**

事業主に対して雇用率達成指導を行う中で、**職業紹介部門、事業主指導部門が連携**し、雇用率未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介を行っている。

○　**関係機関との連携**

的確な職業紹介を行うに当たって、より専門的な支援等が必要な場合に、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、**関係機関と連携した就職支援**を行っている。

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり
～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

○　期　間　　３か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）

○　奨励金　　事業主に対し、トライアル雇用者１人につき、月５万円を支給

○　実施数　　6,000人（平成18年度）

○　実　績　　開始者数4,220人、常用雇用移行率82.8%（平成16年度）

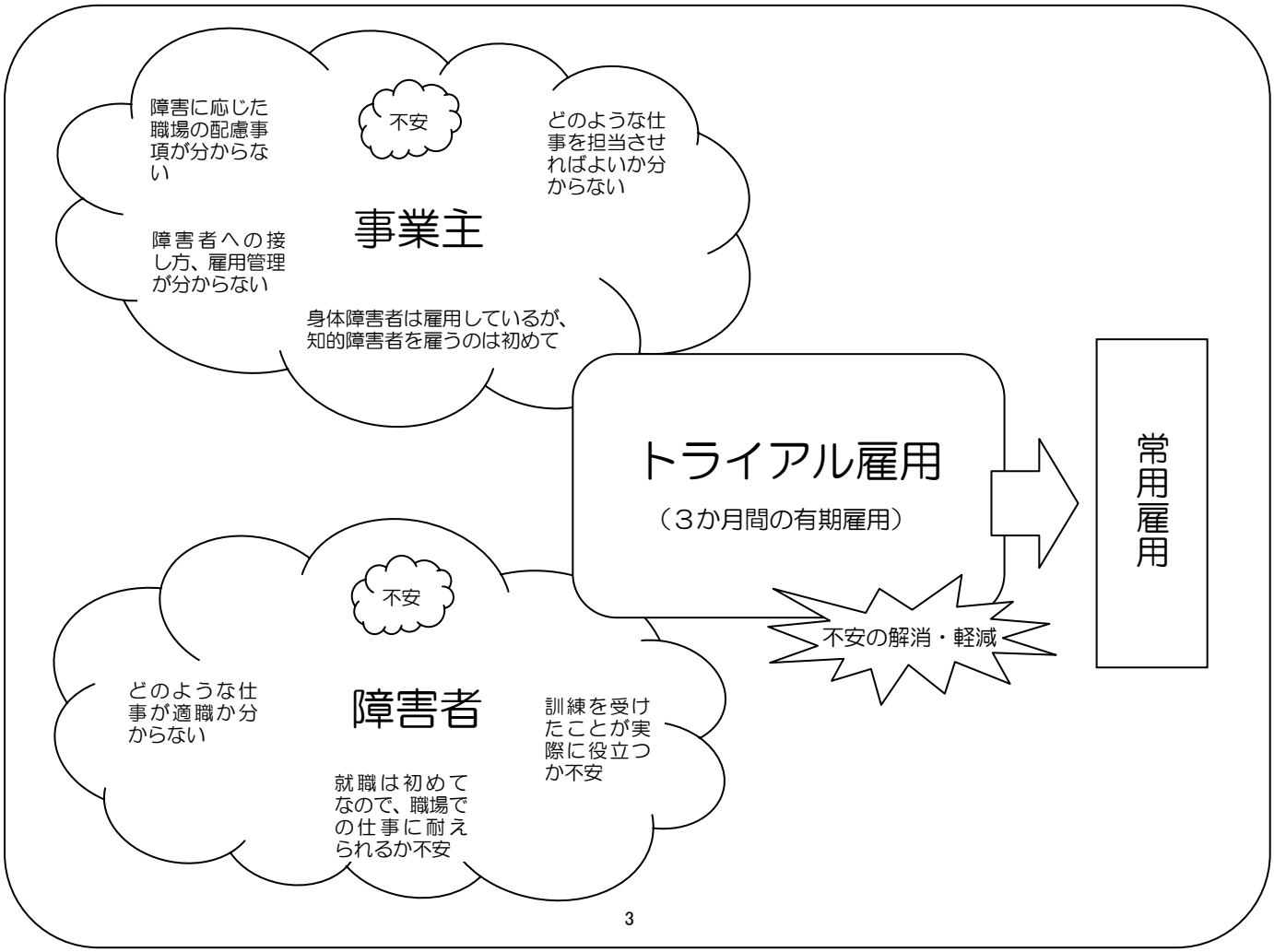

地域障害者職業センターの概要

１．趣旨

地域障害者職業センターは、公共職業安定所との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国４７都道府県に設置されている。

２．設置及び運営

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

３．事業の概要

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○　職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○　職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○　職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○　精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○　事業主に対する相談援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

地域障害者職業センターにおける職業準備支援

１　趣旨

ハローワークにおける職業紹介、職業訓練、職場実習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援等、就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、基本的な労働習慣の体得、社会生活技能の向上等、個々の障害者のニーズに合った支援を提供し、就職、復職、職場適応に向けた準備性を高める。

２　支援内容

対象者の状態に合わせて、(1)から(3)のいずれか、又は組み合わせて実施。

（1）センター内での作業支援

①　早期に就職を目指すための作業支援（→ハローワークの職業紹介等へ移行）

- 対 象 者：比較的早期に職業紹介等へ移行することが可能な者
- 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での短期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、作業遂行力の向上を図る。

②　就職等を目指し段階的に課題改善を図るための支援（→ジョブコーチ支援等へ移行）

- 対 象 者：ジョブコーチ支援等により長期継続的な支援が必要な者
- 支援内容：センター内に常設された模擬的な就労場面での一定期間の作業体験を通じ、作業適性、職場環境への適応力等を把握し、基礎体力の向上、通勤技能の体得、集団場面での適切な対人態度の体得等を図る。

（2）職業準備講習カリキュラム

- 対 象 者：職業人としての心構え、職場の基本的ルール、就職活動の進め方等、就職や職業生活に必要な知識の習得が必要な者
- 支援内容：就職、職業及び職業生活に関する知識を習得するための講座（職業講話、事業所見学、事業所体験実習、ロールプレイ等）の中から、対象者の課題に応じたカリキュラムに基づく支援を実施する。

（3）精神障害者自立支援カリキュラム

- 対 象 者：社会生活技能の向上が必要な精神障害者
- 支援内容：簡易作業体験やレクリエーション活動を通じて通所への慣れ、集団場面への適応を図るとともに、事業所場面を想定した実践的な対人技能訓練（ＳＳＴ）を通じたコミュニケーション能力、対人対応力の改善を図る。

３　支援実績（平成 16 年度）

- 支援対象者数　：　２，３６８人
- 支援終了者のうち就職に向けた次の段階へ移行した者の割合　：　８０．０％

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。
地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

◎ 支援の契機

- 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容

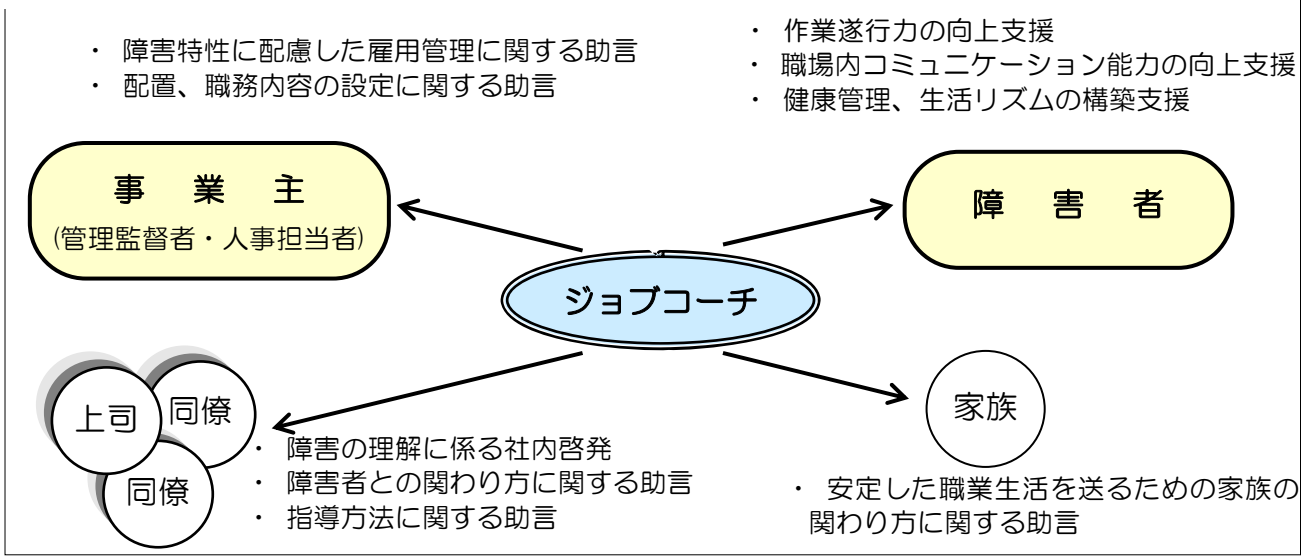

◎ 標準的な支援の流れ

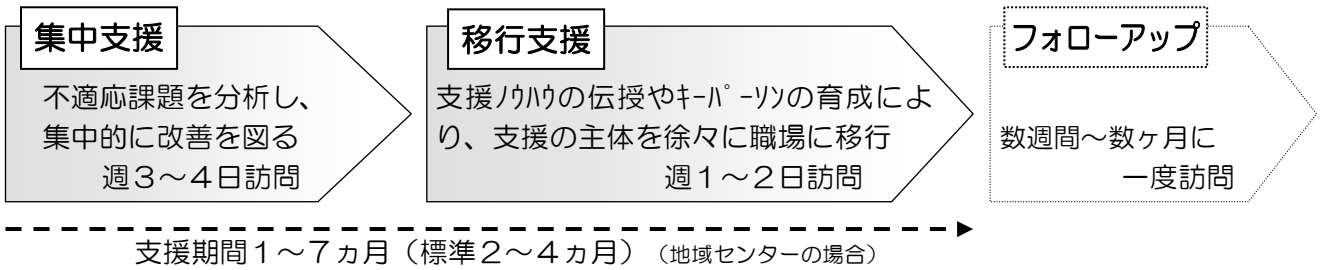

◎ ジョブコーチ配置数（平成 18 年 4 月現在）

計７２６人
- 地域センターのジョブコーチ　３０４人
- 第１号ジョブコーチ（福祉施設型）４０７人
- 第２号ジョブコーチ（事業所型）　１５人

◎ 支援実績（平成 16 年度、地域センター）

支援対象者数　２，９６０人、職場定着率（支援終了後６ヵ月）　８３．０％

精神障害者総合雇用支援

１．趣旨

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。

そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

２．事業の概要

(1) 雇用促進支援

- 採用計画（職務内容、配置等）の立案等の支援
- 基本的労働習慣の習得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- 医療機関、家族等との連携体制の構築
- ジョブコーチの派遣による雇用前支援

(2) 職場復帰支援（リワーク支援）

- 職場復帰に向けたコーディネート（活動の進め方等の調整）
- 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- リハビリ出勤（試し出社）による復職前のウォーミングアップ
- 職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等）

(3) 雇用継続支援

- 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ジョブコーチの派遣による職場適応支援
- 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

(4) 精神障害者支援ネットワークの形成

① 精神障害者支援連絡協議会

地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる協議会を設置し、地域における精神障害者の支援ネットワークを構築する。

② 事業主支援ワークショップ

精神障害者の雇用に関して共通の課題を抱える事業主同士が集まり、専門家を交えた討論・意見交換を行うこと等により、課題解決に向けた取組を支援する。

精神障害者総合雇用支援

（全国の地域障害者職業センター及び多摩支所において実施）

雇用前
（雇入れ・就職に係るニーズ）

雇用後
（職場復帰に係るニーズ）
（雇用継続に関するニーズ）

雇用の段階に応じた様々な支援ニーズに対応

雇用促進支援

事
- 採用計画の立案等の支援
- 職場の受入体制整備や配置

等、雇用管理に関する助言

障
- 基本的労働習慣の習得
- 不安の軽減、集団適応
- コミュニケーション能力、対人対応力の向上

事・**障**
- ジョブコーチの派遣による雇入れ支援
- 医療機関、家族との連携方法に関する助言

雇入れ

※　必要に応じて雇用継続支援へ

職場復帰支援

事・**障**　復職に向けたコーディネート（職場復帰の進め方等の調整）

障
- 生活リズムの立直し
- 集中力の向上
- 体調の自己管理、ストレス対処等適応力の向上

事
- 職場の受入体制の整備、社内啓発
- 復職後の雇用管理に関する助言

障　リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ

職場復帰

※　必要に応じて雇用継続支援へ

雇用継続支援

定期的なフォローアップを通じた、問題の早期把握（※）

障　作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助

事
- 職場の支援体制の立直し
- 障害者の状況把握や対処方法等に関する助言
- 医療機関、家族との連携体制の整備

事・**障**　ジョブコーチの派遣による職場適応支援

安定した雇用継続

長期的なフォローアップ
（主治医、事業主との綿密な連絡調整）

主治医等医療関係者との連携

（主治医からの対象者の病状に応じた支援方法に関する助言を踏まえた支援の実施、支援の実施状況の主治医への報告等）

障害者雇用支援センター

１　趣旨

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進を図る。

２　支援対象者

○　職務遂行能力の程度から、長期間の職業準備訓練が必要な者

○　職業生活面での課題が多く、作業指導とあわせて生活面の指導が相当必要な者　等

３　事業内容

(1) 職業準備訓練の実施（原則１年、最長２年）

(2) 就職後の通勤援助、職場定着指導

(3) 事業所に対する支援対象障害者の雇用管理に係る助言

４　設置箇所数

１４センター

（北海道、茨城、埼玉、東京、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島、福岡、熊本、宮崎）

５　運営費補助

障害者雇用支援センター助成金（運営費の３／４）

６　運営主体

都道府県知事が指定する民法法人

障害者就業・生活支援センター事業について

（1）趣旨

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。平成 14 年の障害者雇用促進法改正により創設。

（2）事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

＜就業支援＞

- ○　就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ○　求職活動支援
- ○　職場定着支援
- ○　事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ○　関係機関との連絡調整

＜生活支援＞

- ○　生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ○　住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ○　関係機関との連絡調整

（3）設置箇所数

１８年度　１１０センター　（１７年度９０センター）

※　１８年度各県の設置状況：５カ所設置・・・　１府
４カ所設置・・・　２道県
３カ所設置・・・１８都府県
２カ所設置・・・１７県
１カ所設置・・・　９県

（4）予算措置

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

○ 就業支援（委託費）：１か所当たり約 843 万円[*1]（就業支援担当者 2 名配置）

○ 生活支援（補助金）：１か所当たり約 512 万円[*2]（生活支援担当者 1 名配置）

*1：平成 17 年度委託費の平均。17 年度予算額 790 百万円。18 年度予定額 1,028 百万円。

*2：平成 17 年度の 1 箇所予算。17 年度予算額 233 百万円。平成 18 年度以降の補助金については、地域生活支援事業費等補助金の内数となる（国 1/2、都道府県 1/2）。

（5）運営主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、都道府県知事が指定した法人。

障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

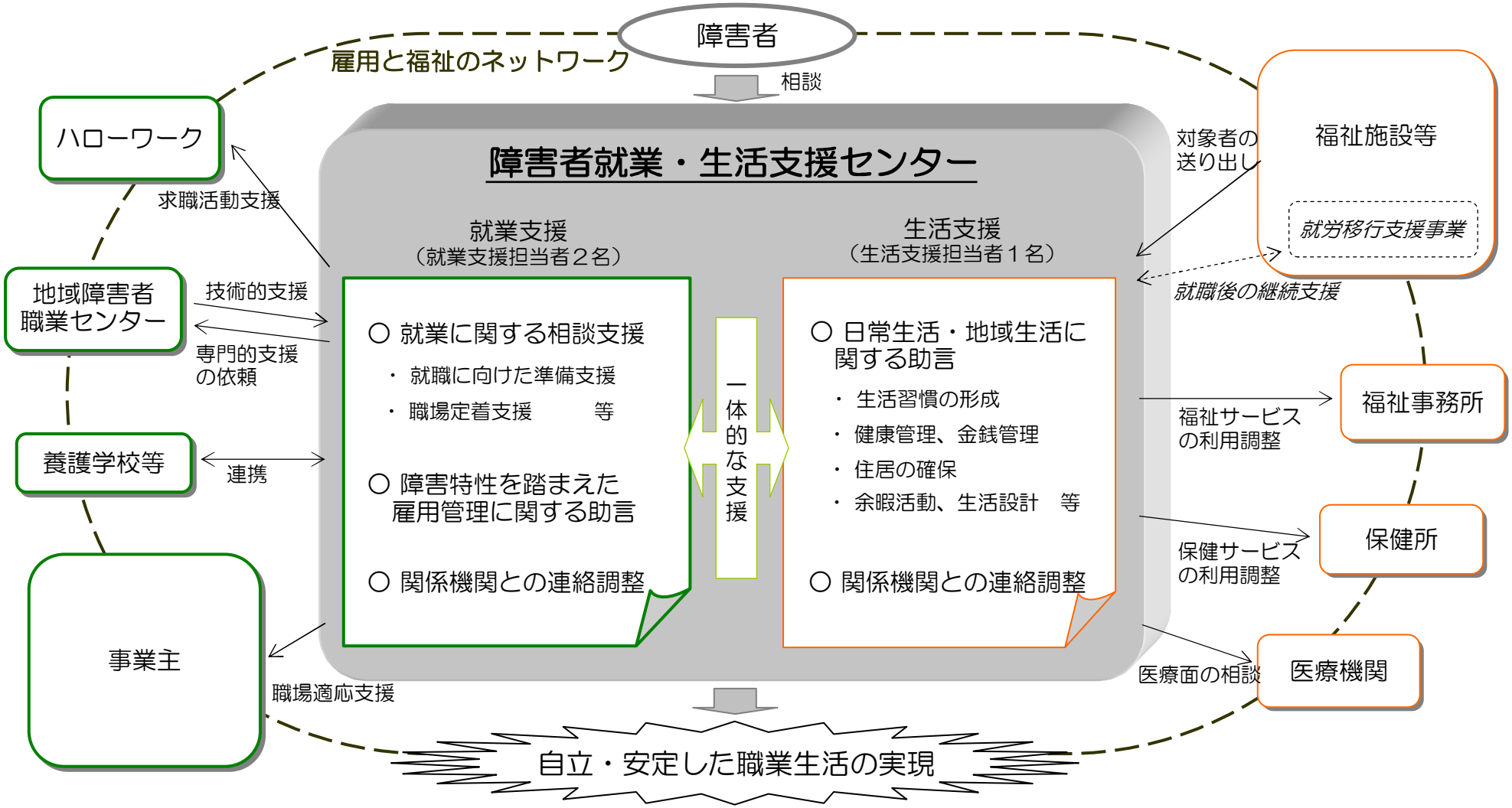

公共職業能力開発施設における職業訓練の実施

(1) 一般の職業能力開発校への入校促進

障害者に対する職業訓練については、ノーマライゼーションの理念に基づき、バリアフリー化を推進することにより、一般の職業能力開発校への入校を促進している。さらに、都道府県立の一般校を活用して、知的障害者等を対象とした訓練コースを設置し、一般校での受入れが困難であった障害者に対して職業訓練機会を提供している。

(2) 障害者職業能力開発校の設置・運営

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対しては、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。

障害者職業能力開発校は、国立が１３校、都道府県立が６校で、全国に１９校が設置されているが、国立の１３校のうち２校は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に、１１校は都道府県に運営を委託している。障害者職業能力開発校の訓練科目については以下のとおり。

【国立】

名　　称	訓　　練　　科　　目
北海道障害者職業能力開発校	木工、製版、建築設計、機械製図、ＯＡ事務、プログラム設計、ショップマネジメント、被服縫製（作業実務）
宮城障害者職業能力開発校	コンピュータ制御、デジタルデザイン、福祉機器、ＯＡビジネス、情報処理、総合実務
中央障害者職業能力開発校 （国立職業リハビリテーションセンター） ※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営	メカトロニクス、機械加工、電子機器、工業デザイン、製版、ＯＡシステム、システム設計、経理事務、ＯＡ事務、職業実務、職域開発
東京障害者職業能力開発校	電子機器、経理事務、ＯＡ事務、プログラム設計、オフィスワーク、機械製図、ＣＡＤオペレータ、医療総合事務、介護保険事務、服飾ソーイング、スキルワーク、カラーＤＴＰ、編集デザイン、実務作業
神奈川障害者職業能力開発校	機械加工、機械製図、コンピュータ制御、製版、ＯＡシステム、経理事務、一般事務、オフィスインフォメーション、総合実務
石川障害者職業能力開発校	機械製図、電子機器、洋裁、陶磁器製造、製版、一般事務、生産実務
愛知障害者職業能力開発校	システム設計、ＯＡシステム、コンピュータ制御、ＯＡ事務、ＣＡＤ設計、グラフィックデザイン、園芸、アパレル、彫型工芸
大阪障害者職業能力開発校	システム設計、メカトロニクス、機械製図、ＯＡ事務、製版、Ｗｅｂデザイン、作業実務
兵庫障害者職業能力開発校	臨床検査、メカトロニクス、ＯＡシステム、データベース、製版、実務作業
吉備高原障害者職業能力開発校 （国立吉備高原職業リハビリテーションセンター） ※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営	メカトロニクス、機械製図、電子機器、電気機器、製版、システム設計、経理事務、ＯＡ事務、職業実務、職域開発
広島障害者職業能力開発校	機械加工、機械製図、製版、表具、ＯＡ事務、ソフトウェア、総合実務
福岡障害者職業能力開発校	プログラム設計、機械製図、義肢・装具、建築設計、商業デザイン、ＯＡ事務、ＤＴＰ制作、総合実務 、アパレルデザイン
鹿児島障害者職業能力開発校	製版・印刷、義肢・装具、経理事務、ＯＡ事務、電子機器、総合実務 、園芸、洋裁

【県立】

名　　称	訓　　練　　科　　目
青森県立障害者職業訓練校	電子機器、製版、ＯＡ事務、作業実務
千葉県立障害者高等技術専門校	情報技術、情報事務、基礎実務
静岡県立あしたか職業訓練校	機械操作、加工組立、アパレル・流通、ＯＡ事務、機械加工
愛知県立春日台職業訓練校	機械、木工、縫製、紙器製造、陶磁器
京都府立城陽障害者高等技術専門校	縫製、紙器製造、ＯＡ事務
兵庫県立障害者高等技術専門学院	システム設計、精密加工、貴金属・宝飾、機械製図、加工組立

※訓練科目については平成17年度

障害者の態様に応じた多様な委託訓練

１　趣旨

企業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育訓練機関等多様な委託先を開拓し、個々の障害者に対応した職業訓練（公共職業訓練）を障害者が居住する地域で機動的に実施することにより、障害者の雇用促進に資する。

２　職業訓練対象人員（全国）

平成１８年度　６，３００人

３　仕組み

(1)　国（厚生労働省）と都道府県で委託契約

(2)　都道府県においては、職業能力開発校が委託元となって実施（都道府県が実施の拠点となる職業能力開発校を選定）

(3)　都道府県に配置した障害者職業訓練コーディネーターが、委託先の開拓、受講生の募集、職業訓練のマッチング

(4)　受講生は、ハローワークの求職登録障害者

４　訓練コース

(1) 知識・技能習得訓練コース

社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育訓練機関等における就職の促進に資する知識、技能を習得するためのコース

(2) 実践能力習得訓練コース

企業等の事業所現場を活用して、就職のための実践能力を習得するためのコース

(3) ｅ－ラーニングコース

通所が困難な障害者に対して、Ｗｅｂ上での課題提出・添削指導、ｅ－メール、掲示板、受講者間のチャット等、インターネットの機能を十分活用して、在宅勤務、在宅就労が可能な水準のＩＴ技能の習得を図るコース

５　訓練期間、訓練時間

原則３か月、月１００時間を標準として、障害の態様に応じた柔軟な設定が可能

６　委託料

委託先機関に支払う委託料は、職業訓練受講生１人につき月額６万円上限

＜障害者の態様に応じた多様な委託訓練スキーム＞

《趣旨》
障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、障害のある人の雇用・就業の促進を図る。

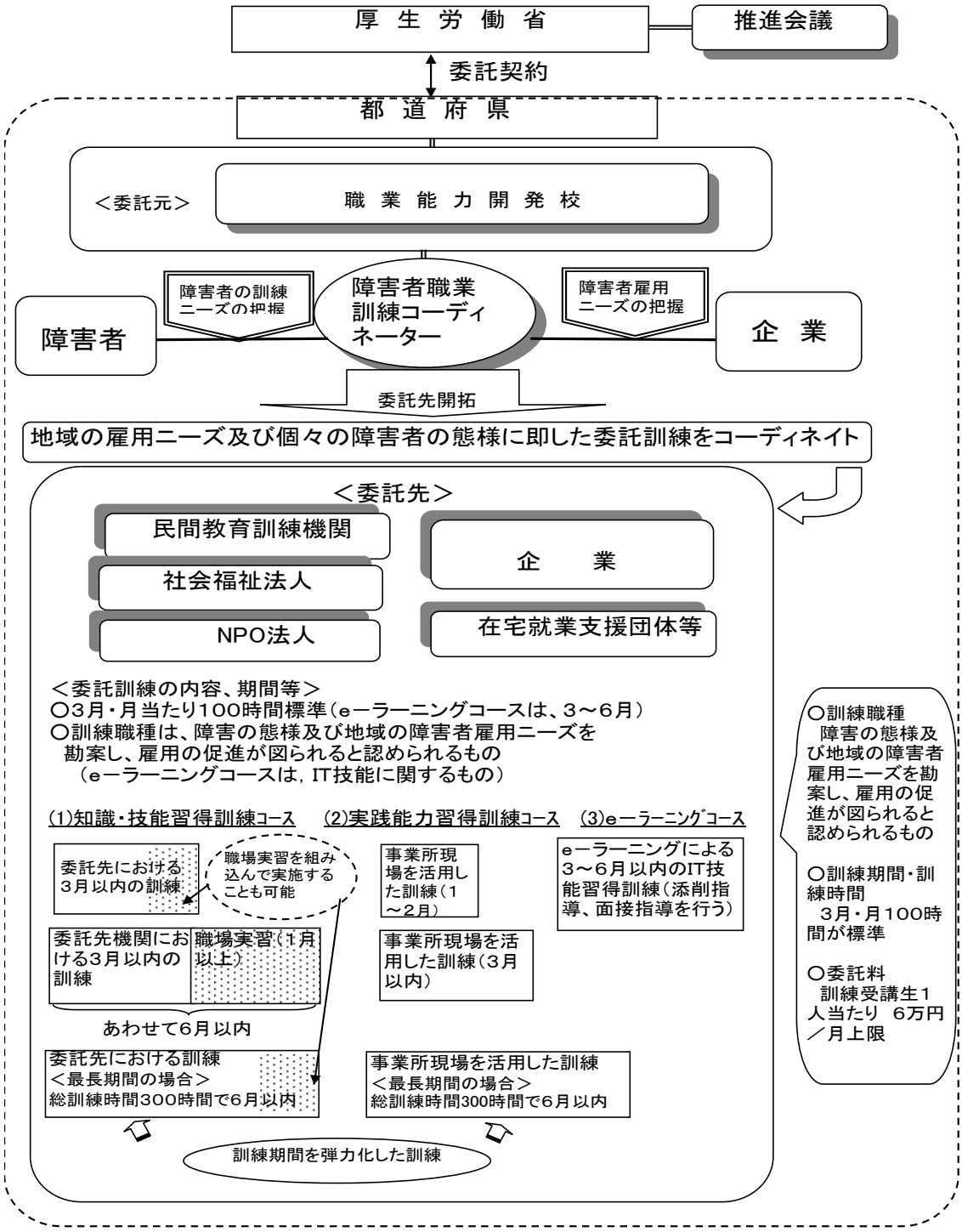

就労移行支援事業

【利用者】

○　一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者）

例えば…
①　企業等への就労を希望する者
②　技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者　等

【主なサービス内容】

○　一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援

○　通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援。

○　利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内での利用。

就労移行支援事業と労働施策の連携

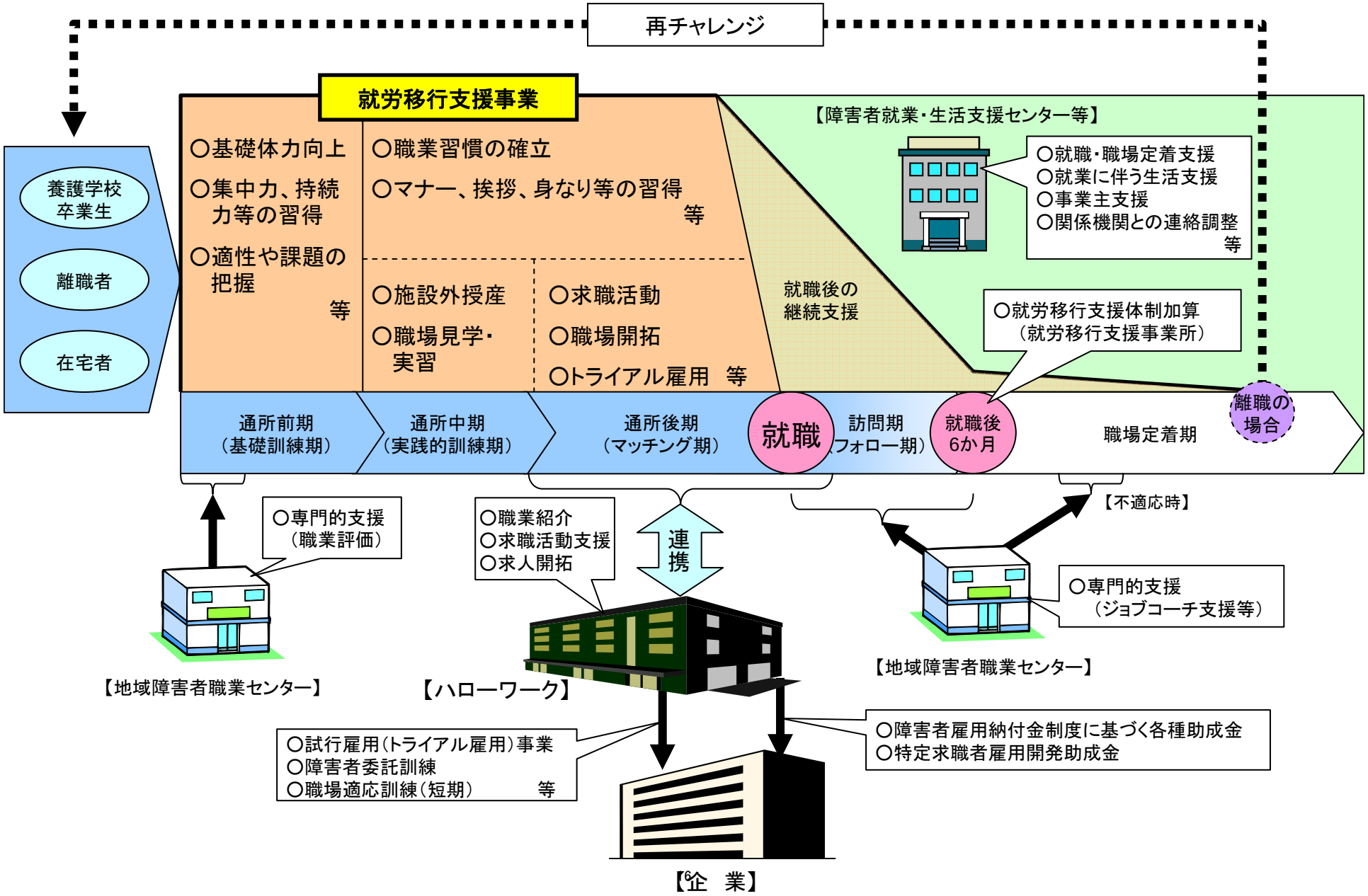

就労継続支援事業（雇用型）

【利用者】

○　就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時、65歳未満の者）

例えば…

①　就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

②　盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

③　企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【主なサービス内容】

○　通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。

○　多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。

○　利用期間の制限なし。

就労継続支援事業（非雇用型）

【利用者】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

例えば…

① 企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者

② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者

③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者

【サービス内容等】

○ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。

○ 平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。

○ 利用期間の制限なし。

相談支援事業の主な内容

○ 総合的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（※）
  … 情報提供、相談、アセスメント、ケア計画の作成、サービス調整、モニタリング、個別ケース会議　等
- 社会資源を活用するための支援　…　各種支援施策に関する助言・指導等
- 社会生活力を高めるための支援　…　人間関係、健康管理、金銭管理等
- ピアカウンセリング
- 専門機関の紹介　　等

○ 社会資源の改善・開発に向けた調整

- 地域自立支援協議会（仮称）の運営等

※　特に、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者に対して、個別　給付（サービス利用計画作成費）として、サービス利用につなげる支援を実施。

地域における相談支援体制について

（市町村が相談支援事業者に委託して行う場合）

○　地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村は「地域自立支援協議会（仮称）」を設置し、次のような機能を確保。実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定。
・中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
・具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
・地域の関係機関によるネットワークを構築

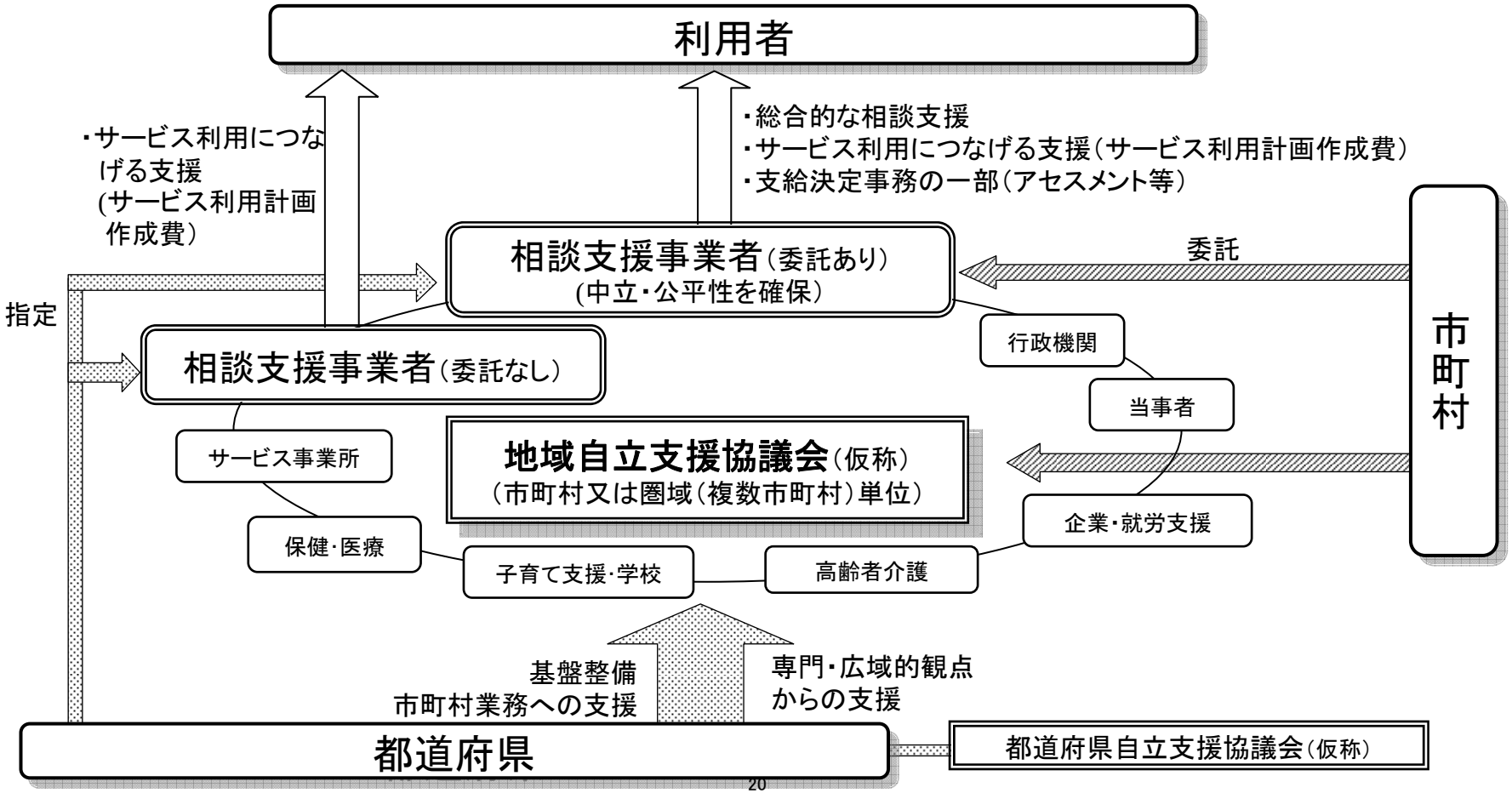

市町村・都道府県の役割について

Ⅰ　市町村

一般的な相談支援（３障害に対応）

・相談、情報提供・助言、連絡調整　　等
・地域のネットワークづくり

Ⅱ　都道府県

１　相談支援に関する基盤整備

・圏域内の実態把握、評価、システムづくり
・相談支援のスーパーバイズ（アドバイザー派遣）
・人材育成
・広域的調整　　等

２　広域・専門にわたる支援

障害や支援の特性にかんがみ、市町村域を超えた広域で行うことが適当な支援
・発達障害者支援センター
・就業・生活支援センター
・高次脳機能障害への支援　　等

３　市町村が行うべきものであるが、地域の事情により、現段階では、十分確保できない場合における支援

（費用は、都道府県と市町村が分担）

・専門的職員（精神保健福祉士等）の配置　※
・居住サポート
・成年後見制度利用支援

※ 地域自立支援協議会(仮称）の運営評価等に基づき実施されることを前提

※ 多様な支援方法を想定(相談支援事業者への委託可）
① 市町村が委託する相談支援事業者に専門的職員を配置
② 県が圏域ごとに委託する相談支援事業者に専門的職員を配置

法定雇用率について

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　１．８％
  （５６人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．１％
  （労働者数４８人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）

○　国、地方公共団体　……　２．１％
（４８人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．０％
（５０人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

特例子会社制度の概要

１　制度の概要

障害者雇用率による義務は、個々の事業主ごとに課せられるが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣（公共職業安定所長）の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとしている。

２　特例子会社によるメリット

(1) 事業主にとってのメリット

・障害者雇用率の向上・達成により、社会的責任を履行できる

・障害者の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備により、障害者の能力が十分に引き出せる

・職場定着率が高まり、定着に伴い生産性の向上が期待できる

・障害者受け入れのための設備投資が集中化できる

・親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な対応が可能となる

(2) 障害者にとってのメリット

・雇用機会の拡大

・より障害者に配慮された職場環境の中で、最大限に能力を発揮する機会が増大

３　特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

〇特定の株式会社又は有限会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。

（例えば、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

①親会社の事業との人的関係が緊密であること。

（具体的には、親会社からの役員派遣、従業員出向等）

②雇用される障害者が５人以上で、かつ、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者又は知的障害者の割合が30%以上であること。

③障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。

（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）

④その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

４　特例子会社制度の企業グループでの適用

特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループでの雇用率算定を可能としている。（平成１４年１０月以降）

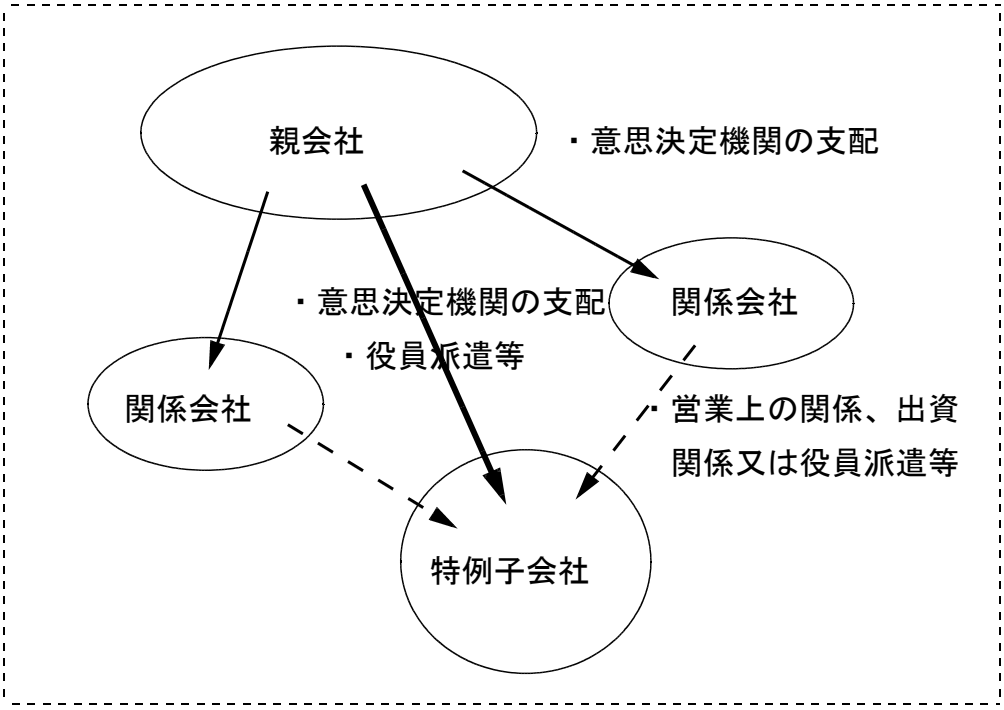

５　特例子会社の認定状況（平成18年3月末日現在）

・特例子会社の認定数　　１８８社

・うち、グループ適用の認定数　６２社

障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（**常用労働者301人以上**）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。

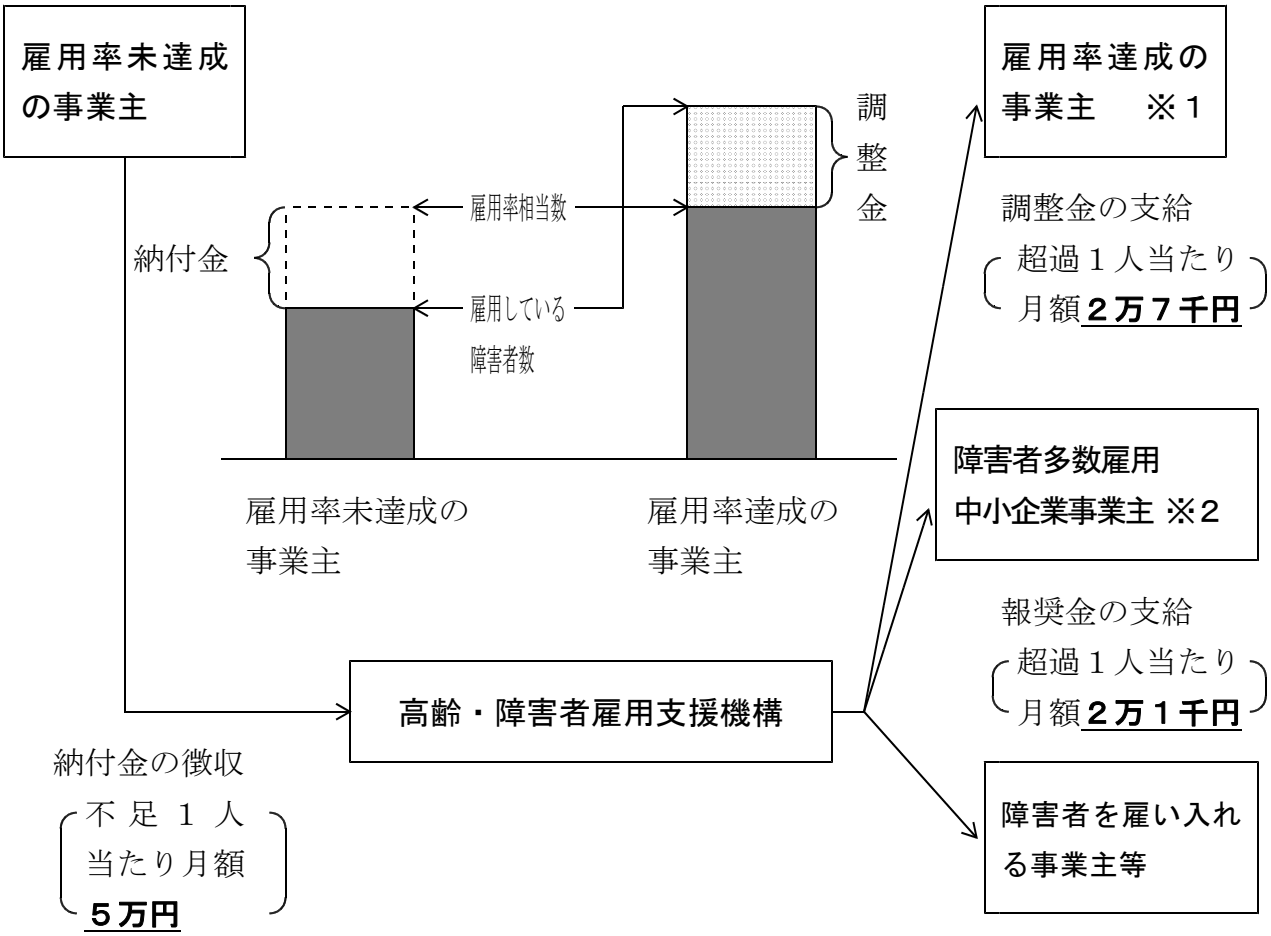

常用労働者301人以上の企業から徴収し、300人以下の中小企業からは徴収していない。

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※１　常用労働者３０１人以上

※２　常用労働者３００人以下で障害者を４％又は６人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

なお、調整金、報奨金の額については平成１５年度からの金額

障害者の雇用を促進するための助成金

障害者の雇用に関し、次のような取組みを行う事業主に対し、障害者雇用納付金制度に基づき、各助成措置を講ずることにしている。

１　作業施設の設置・整備を行った場合の助成措置

①　障害者作業施設設置等助成金

◇　助成対象　障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う場合

◇　助成率　　2/3（作業施設）

◇　支給実績　934 件　1,337,223 千円（16 年度）

②　障害者福祉施設設置等助成金

◇　助成対象　障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う場合

◇　助成率　　1/3

◇　支給実績　26 件　21,347 千円（16 年度）

③　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

◇　助成対象　重度身体障害者等を多数雇い入れ又は継続して雇用することができると認められる事業主が、事業所施設等の新設、改善、更新等の整備を行う場合

◇　助成率　　2/3　　（特例　3/4）

◇　支給実績　20 件　883,022 千円（16 年度）

2　障害者を介助する者を配置した場合の助成措置

①　障害者介助等助成金

◇　助成対象　障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害の種類・程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置を行う場合

- 職場介助者の配置・委嘱
- 職場介助者の継続的配置・継続的委嘱
- 手話通訳担当者の委嘱
- 健康相談医師の委嘱
- 職業コンサルタントの配置・委嘱
- 業務遂行援助者の配置
- 在宅勤務コーディネーターの配置・委嘱
- 中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施

◇　助成率　3/4 等

◇　支給実績　10,341 件　1,992,008 千円（16 年度）

3　職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

①　職場適応援助者助成金

◇　助成対象

- 福祉施設型　福祉施設等が障害者が職場に適応することを容易にするための職場適応援助者による援助の事業を行う場合
- 事 業 所 型　事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合

◇　助成率等　日額 14,200 円等（福祉施設型）又は 3/4（事業所型）

※　発達障害者も助成金支給対象となる。

4　通勤の配慮を行った場合の助成措置

①　重度障害者等通勤対策助成金

◇　助成対象　重度身体障害者等を雇い入れ若しくは継続して雇用している事業主、又は重度身体障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、当該障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合

- 住宅の新築等・賃借
- 住宅手当の支払い
- 通勤用自動車の購入
- 通勤のための駐車場の貸借
- 通勤用バスの購入（通勤用バスの運転者の委嘱）
- 通勤援助者の委嘱

◇　助成率　3/4

◇　支給実績　2,428 件　613,516 千円（16 年度）

5　能力開発を行った場合の助成措置

①　障害者能力開発助成金

◇　助成対象　障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等。

- 能力開発訓練のための施設等の設置・整備
- 障害者能力開発訓練事業の運営費
- 対象障害者の障害者能力開発訓練受講費
- グループ就労訓練事業の実施

◇　助成率　3/4（運営費・訓練受講費）又は 4/5（運営費・施設等設置）等

障害者雇用納付金制度に基づくグループ就労訓練に係る助成金（職場実習型）

１　助成内容

事業主が、指導員の支援のもと、盲学校・聾学校・養護学校の生徒が事業所で就労する実習を行い、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給します。

２　助成金支給先

事業主

３　対象障害者

盲学校・聾学校・養護学校の高等部（本科）の３年生である身体障害者・知的障害者・精神障害者

４　対象ユニット

１ユニットは１人以上５人以下

５　訓練時間・訓練期間

訓練時間は１人当たり週 20 時間以上を基準とします。

訓練期間は１人当たり２週間以上２ヶ月以内とします。

６　指導員

次に掲げるいずれかの者である必要があります。

- 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を３年以上行った者
- 障害者職業生活相談員資格取得後、障害者である労働者の相談及び指導を５年以上行った者
- 職場適応援助者養成研修を修了した者

７　助成金支給対象費用

職場実習をした対象障害者が１名以上雇用率の対象となる労働者となった場合の、指導員による援助の実施に係る費用

８　支給額等

- 支給額：１日当たり 2,500 円
- 支給限度額：月５万円
- 助成金の認定を受けた事業主が、雇用率の対象となる労働者として採用した場合に支給請求を行うことができます。

９　認定申請の期限

事業を開始しようとする日の２か月前

10　お問い合わせ先

各都道府県障害者雇用促進協会

注）上記の他に、グループ就労訓練（請負型、雇用型）もあります。

新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を雇い入れた事業主の方への給付金

特定求職者雇用開発助成金

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

このうち、高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料･無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、特定就職困難者雇用開発助成金が、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対しては、緊急就職支援者雇用開発助成金が支給されます。

Ⅰ　特定就職困難者雇用開発助成金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の１から５までのいずれにも該当する事業主です。

１　雇用保険の適用事業の事業主

２　次のいずれかに該当する求職者（雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）を公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料･無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主

※　「適正な運用を期すことのできる有料･無料職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料･無料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者のうち、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者のことです。

(1)　一般被保険者（短時間労働被保険者を含む）として雇い入れられた、次のいずれかに該当する者（(2)に該当する者を除く。）（（２）以外の者については、職業紹介を受けた日に被保険者でない者に限られます。）

イ　60歳以上の者

ロ　身体障害者

ハ　知的障害者

ニ　精神障害者

ホ　母子家庭の母等

ヘ　中国残留邦人等永住帰国者

ト　北朝鮮帰国被害者等

チ　認定駐留軍関係離職者（45歳以上の者に限る。）

リ　沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）

ヌ　漁業離職者求職手帳所持者（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法によるもの）（45歳以上の者に限る。）

ル　手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上の者に限る。）

ヲ　一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）

ワ　認定港湾運送事業離職者（45歳以上の者に限る。）

カ　アイヌの人々※（北海道に居住している者で、45歳以上の者であり、かつ、公共職業安定所の紹介による場合に限る。）

※アイヌの人々：「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

(2)　一般被保険者（短時間労働被保険者を除く）として雇い入れられた次のいずれかに該当する者（重度障害者等）

イ　重度身体障害者

ロ　身体障害者のうち45歳以上の者

ハ　重度知的障害者

ニ　知的障害者のうち45歳以上の者

ホ　精神障害者

３　対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがない事業主

４　対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を3人を超え、かつ、当該雇入れ日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させていない事業主

５　対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主

注意

１　次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。

(1)　対象労働者が安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合

(2)　安定所又は有料･無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

(3)　資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合

(4)　助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。

(5)　雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合

(6)　雇入れの日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れの日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合

(7)　支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合

(8)　助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合

(9)　悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合

(10)　労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合

２　この助成金の受給中や支給期間が終了してから対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求めることがあります。

３　不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。

４　助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご承知願います。

受給できる額

１　助成対象期間

(1)　重度身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者又は精神障害者を雇い入れた事業主の場合（短時間労働被保険者として雇い入れた場合を除く）

1年6か月

(2)　それ以外の対象労働者を雇い入れた事業主の場合

1年間

※　「助成対象期間」は、対象労働者の雇入れの日（賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れの日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日。）から起算します。「支給対象期」についても同様です。

２　支給対象期ごとの受給できる額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期）といい、それぞれの支給対象期に受給できる額は、支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に雇い入れた対象労働者の区分ごとに定まる助成率を乗じた額です。

ただし、受給額は支給対象期ごとに雇用保険基本手当日額の最高額の165日分が限度となります。

支給対象期（6か月）の支給額 ＝ 支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として算定した額 × 助成率

※　「支給対象期における対象労働者に対して事業主が支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額」とは、

→ 雇い入れ日の属する年度の前年度に係る確定保険料算定の基礎となった賃金総額より一人当たりに支払われた賃金額（年度）を求め、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く6か月間に支払われた賃金に相当する額として算定される額です。

※　平成15年4月1日以前に対象労働者を雇い入れた場合の受給できる額は、支給対象期の末日の属する年度の前年度に係る確定保険料算定の基礎となった賃金総額より一人当たりに支払われた賃金額（年度）を求め、臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く6カ月間に支払われた賃金に相当する額として算定される額です。

※　助成率は対象労働者の区分ごとに次の表のとおりです。

対象労働者	助成率
受給できる事業主の２の(1)に該当する者	1/4(1/3)
受給できる事業主の２の(2)に該当する者（重度障害者等）	1/3(1/2)

注（　）内は中小企業事業主に対する助成率です。

受給のための手続

特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後1か月（支給申請期間）以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

※手続きの詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

職場適応訓練費

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主には職場適応訓練費が支給され、訓練生には雇用保険の失業等給付が支給されます。

訓練を受託できる事業主

1　職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。

イ　職場適応訓練を行う設備的余裕があること。

ロ　指導員としての適当な従業員がいること。

ハ　労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。

ニ　労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

ホ　職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること。

2　訓練期間は、6か月（重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。

なお、短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。

受給できる額

1　事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24,000円（重度の障害者25,000円）が支給されます。なお、短期の職場適応訓練については、日額960円（重度の障害者1,000円）です。

2　職場適応訓練生は、雇用保険の失業等給付が支給されます。

受給のための手続

手続等の詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

その他

雇用保険の受給資格者等以外の次に該当する方につきましても、職場適応訓練を行うことができますので、最寄りの公共職業安定所にご相談ください。

中高年齢失業者等求職手帳所持者、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、離農転職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、一般旅客定期航路事業等離職者手帳所持者、認定本四港湾運送事業離職者、漁業離職者求職手帳所持者、沖縄若年求職者、駐留軍関係離職者（沖縄県の区域に住（居）所を有し、又は有していた者であって、沖縄県の区域内の公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示した者に限る。）及び沖縄失業者求職手帳所持者

障害者雇用に係る税制の特例

１．所得税・法人税の特例（国税）

税制の特例措置の概要	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却 普通償却限度額の２４％（建物３２％）の割増償却が出来る（取得の日から５年間）
適用要件	１　障害者を５０％以上又は障害者を２５％以上かつ２０人以上雇用（＊） ２　その年又はその前５年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等
適用年限	時限措置（平成１９年３月まで延長済み）
対象となる障害者の範囲	○　身体障害者 ○　知的障害者 ○　精神障害者

（＊）は短時間労働者を除く重度障害者は１人を２人として計算し、精神障害者である短時間労働者は１人を 0.5 人として計算する。

２．不動産取得税・固定資産税の特例（地方税・都道府県税）

税制の特例措置の概要	障害者を多数雇用する事業主に係る不動産取得税・固定資産税の課税の特例 不動産：価格の１／１０に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額 固定資産：価格の１／６に相当する額に税率及び心身障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額（取得後５年間）
適用要件	１　障害者を２０人以上雇用（＊） ２　雇用割合が５０％以上（＊） ３　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成１９年３月３１日までの間に取得した事業用施設（作業の用に供するものに限る。）
適用年限	時限措置（平成１９年３月まで延長済み）
対象となる障害者の範囲	○　身体障害者 ○　知的障害者 ○　精神障害者

（＊）は短時間労働者を除く重度障害者は１人を２人として計算し、精神障害者である短時間労働者は１人を 0.5 人として計算する。

３．所税の特例（地方税・市町村税）

	資産割	従業員割
税制の特例措置の概要	障害者を多数雇用する事業所に係る事業所税（資産割）の課税標準の特例 当該事業所の床面積に１／２に相当する面積を控除	障害者に係る事業所税（従業員割）の課税標準の特例 従業者給与総額の算定及び免税点の判定において、障害者は従業者から除く
適用要件	１　障害者を１０人以上雇用 ２　雇用割合が５０％以上（＊） ３　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給（資産割に係る事業所税）	障害者を雇用
適用年限	恒久措置	恒久措置
対象となる障害者の範囲	○　身体障害者 ○　知的障害者 ○　精神障害者	○　身体障害者 ○　知的障害者 ○　精神障害者

（＊）は短時間労働者を除く重度障害者は１人を２人として計算し、精神障害者である短時間労働者は１人を 0.5 人として計算する。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構　所在地等一覧

（平成１８年４月３日現在）

本部

名　　称	〒	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
竹芝事務所	105-0022	港区海岸1-11-1　ニューピア竹芝ノースタワー内	03-5400-1600	03-5400-1638
障害者職業総合センター	261-0014	千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3	043-297-9000	043-297-9056

広域センター

名　　称	〒	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
国立職業ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	359-0042	埼玉県所沢市並木4-2	04-2995-1711	04-2995-1052
国立吉備高原職業ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520	0866-56-9000	0866-56-7636
せき髄損傷者職業センター	820-0053	福岡県飯塚市大字伊岐須字道坂550-4総合せき損センター内	0948-24-7500	0948-29-0878

地域センター

名　　称	〒	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
北海道 障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1　札幌サンプラザ5Ｆ	011-747-8231	011-747-8134
〃　旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号　ツジビル5Ｆ	0166-26-8231	0166-26-8232
青　森 障害者職業センター	030-0845	青森市緑2丁目17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩　手 障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮　城 障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋　田 障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山　形 障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福　島 障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨　城 障害者職業センター	309-1703	茨城県笠間市鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃　木 障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群　馬 障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼　玉 障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千　葉 障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東　京 障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-8Ｆ	03-3989-9651	03-3989-9653
〃　多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5　立川ﾋﾞｼﾞﾈｽｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川 障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新　潟 障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富　山 障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4	076-438-5285	076-438-5234
石　川 障害者職業センター	921-8836	石川県石川郡野々市町末松2-244	076-246-2210	076-246-1425
福　井 障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山　梨 障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長　野 障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐　阜 障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静　岡 障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6　大同生命静岡ビル7Ｆ	054-652-3322	054-652-3325
愛　知 障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16　井門名古屋ビル2Ｆ	052-452-3541	052-452-6218
〃　豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27　三菱UFJ証券豊橋ﾋﾞﾙ6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三　重 障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋　賀 障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京　都 障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803番地	075-341-2666	075-341-2678
大　阪 障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11　ｸﾗﾎﾞｳｱﾈｯｸｽﾋﾞﾙ4Ｆ	06-6261-7005	06-6261-7066
〃　南大阪支所	591-8025	堺市長曽根町130-23　堺商工会議所5Ｆ	072-258-7137	072-258-7139
兵　庫 障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈　良 障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5334	0742-34-1899
和歌山 障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥　取 障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島　根 障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡　山 障害者職業センター	700-0952	岡山市平田407	086-243-6955	086-241-3599
広　島 障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山　口 障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳　島 障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香　川 障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛　媛 障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高　知 障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福　岡 障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19　ﾜｰｸﾌﾟﾗｻﾞ赤坂5Ｆ	092-752-5801	092-752-5751
〃　北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐　賀 障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長　崎 障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊　本 障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38-4Ｆ	096-371-8333	096-371-8806
大　分 障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮　崎 障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島 障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖　縄 障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25　沖縄職業総合庁舎5階	098-861-1254	098-861-1116

駐在事務所

名称	〒	所　　在　　地	電話番号		ＦＡＸ
			調査課	障害者雇用情報課	
仙台駐在事務所	980-0021	仙台市青葉区中央1-6-18　日石東急仙台ビル内	022-265-1285	022-224-7677	022-224-8366
東京駐在事務所	105-0022	港区海岸1-11-1　ニューピア竹芝ノースタワー内	03-5400-1630	03-5400-1632	03-5400-1631
名古屋駐在事務所	450-0002	名古屋市中村区名駅4-5-28　近鉄新名古屋ビル内	052-566-1868	052-566-1861	052-566-1862
大阪駐在事務所	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11　ｸﾗﾎﾞｳｱﾈｯｸｽﾋﾞﾙ内	06-6265-6856	06-6265-6857	06-6261-5581
福岡駐在事務所	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-1-33　はかた近代ビル内	092-451-0976	092-474-5304	092-413-1962

障害者雇用支援センター一覧

都道府県	センター名	指定法人名	郵便番号	センター所在地	電話番号
北海道	美唄地域 障害者雇用支援センター	(社)美唄地域人材開発センター	072-0803	美唄市東明1条1丁目2-1	01266-3-4129
茨城	茨城県南部 障害者雇用支援センター	(社)茨城県雇用開発協会	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
埼玉	埼玉県西部地域 障害者雇用支援センター	(社)埼玉県雇用開発協会	350-1122	川越市脇田町32-3　三豊ビル4階	049-223-0804
東京	杉並区 障害者雇用支援センター	(財)杉並区障害者雇用支援事業団	167-0041	杉並区善福寺1-11-11	03-5382-2081
長野	長野県松本 障害者雇用支援センター	(社)長野県雇用開発協会	399-0011	松本市寿北7-1-37	0264-85-1820
静岡	静岡県西部地域 障害者雇用支援センター	(社)静岡県障害者雇用促進協会	430-0933	浜松市鍛冶町100-1　ザザシティ浜松中央館5階	053-413-2542
愛知	名古屋市 障害者雇用支援センター	(社)愛知県セルプセンター	456-0073	名古屋市熱田区千代田町20-26	052-678-3333
滋賀	滋賀県 障害者雇用支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	525-0032	草津市大路2-11-15	077-563-4005
大阪	箕面市 障害者雇用支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市稲1-11-2	072-723-8801
兵庫	姫路市 障害者雇用支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	670-0074	姫路市御立西5-6-26	0792-91-6504
広島	広島地域 障害者雇用支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	733-0004	広島市西区打越町17-27	082-537-1088
福岡	福岡県 障害者雇用支援センター	(社)福岡県障害者雇用促進協会	839-0864	久留米市百年公園1-1-3階	0942-34-4400
熊本	熊本 障害者雇用支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	861-1101	菊池郡西合志町合生4300	096-242-1681
宮崎	宮崎 障害者雇用支援センター	(社)宮崎県障害者雇用促進協会	880-8824	宮崎市大島町北ノ原1030-1	0985-22-9121

障害者就業･生活支援センター　一覧　　（計110センター）

（平成18年4月現在）

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
北海道	札幌障害者就業・生活支援センター　サポートinサッポロ	(社福)愛和福祉会	札幌市北区	平成14年5月7日
	小樽後志地域障害者就業・生活支援センターひろば	(社福)後志報恩会	小樽市	平成16年7月1日
	函館障害者就業・生活支援センター　すてっぷ	(社福)侑愛会	函館市	平成17年4月1日
	くしろ・ねむろ障害者就業・生活支援センターぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	釧路市	平成18年4月3日
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	中津軽郡岩木町	平成14年5月7日
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	青森市	平成18年4月3日
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	奥州市	平成14年5月7日
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	宮古市	平成16年4月1日
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	盛岡市	平成18年4月3日
宮城県	石巻地域障就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	石巻市	平成14年10月1日
	県北地域福祉サービスセンター　障害者就業・生活支援センター	(社福)宮城県社会福祉協議会	古川市	平成16年4月1日
	県南障害者就業・生活支援センター「アサンテ」	(社福)白石陽光園	柴田郡大河原町	平成18年4月3日
秋田県	秋田県南障害者就業･生活支援センター	(社福)慈泉会	仙北郡美郷町	平成15年4月1日
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	秋田市	平成16年4月1日
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター　サポートセンターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業団	長井市	平成14年5月7日
	村山障害者就業・生活支援センター　ジョブサポートぱる	(社福)山形県社会福祉事業団	山形市	平成16年4月1日
	庄内障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	酒田市	平成18年4月3日
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	いわき市	平成14年5月7日
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	郡山市	平成16年4月1日
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会	会津若松市	平成18年4月3日
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	水戸市	平成14年7月1日
	社会福祉法人慶育会　障害者就業・生活支援センター　なかま	(社福)慶育会	筑西市	平成16年4月1日
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター	(社福)せせらぎ会	下都賀郡壬生町	平成14年5月7日
群馬県	群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)はるな郷	高崎市	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター　障害者支援センター　わーくさぽーと	(社福)杜の舎	太田市	平成16年7月1日
埼玉県	障害者就業・生活支援センター　ＺＡＣ	(NPO)東松山障害者就労支援センター	東松山市	平成15年4月1日
	障害者就業・生活支援センター　こだま	(社福)美里会	児玉郡美里町	平成16年10月1日
千葉県	障害者就業・生活支援センター　あかね園	(社福)あひるの会	習志野市	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター　千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	千葉市美浜区	平成16年4月1日

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
	障害者就業・生活支援センタービック・ハート	(社福)実のりの会	流山市	平成18年4月3日
東京都	障害者就業・生活支援センター　ワーキング・トライ	(社福)ジェイ･エイチ･シィ板橋会	板橋区	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター　アイ-キャリア	(NPO)障害者支援情報センター	世田谷区	平成16年4月1日
	障害者就業・生活支援センター　オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	国立市	平成18年4月3日
神奈川県	障害者支援センター　ぽけっと	(社福)よるべ会	小田原市	平成17年4月1日
新潟県	障害者就業・生活支援センターこしじ	(社福)中越福祉会	長岡市	平成15年1月6日
	障害者就業・生活支援センター　ハート	(社福)県央福祉会	三条市	平成16年7月1日
	障害者就業・生活支援センター　アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	新発田市	平成17年4月1日
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	富山市	平成15年1月6日
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	高岡市	平成16年10月1日
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	下新川郡入善町	平成18年4月3日
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	金沢市	平成15年1月6日
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	小松市	平成16年4月1日
福井県	福井障害者就業・生活支援センター　ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	福井市	平成15年4月1日
山梨県	障害者就業・生活支援センター　陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	北杜市	平成15年4月1日
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センターＳＨＡＫＥ	(社福)かりがね福祉会	上田市	平成14年10月1日
	松本圏域障害者就業・生活支援センター　あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	安曇野市	平成17年1月4日
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	岐阜市	平成14年5月7日
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	高山市	平成16年4月1日
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センターラック	(社福)明和会	袋井市	平成14年10月1日
	障害者就業・生活支援センター　だんだん	医療法人社団至空会	浜松市	平成16年4月1日
	障害者就業・生活支援センター　ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	沼津市	平成17年4月1日
	富士障害者・就業生活支援センター　チャレンジ	(社福)誠信会	富士市	平成18年4月3日
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	豊橋市	平成14年5月7日
	知多地域障害者就業・生活支援センター　ワーク	(社福)愛光園	知多郡東浦町	平成16年7月1日
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	名古屋市中村区	平成17年4月1日
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター	(社福)四日市市社会福祉協議会	四日市市	平成14年10月1日
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター　ブレス	(社福)三重済美学院	伊勢市	平成16年4月1日
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター（甲賀）	(社福)しがらき会	甲賀市	平成14年5月7日
	湖東地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ひかり福祉会	彦根市	平成16年7月1日
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	大津市	平成18年4月3日

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
京都府	京都障害者就業･生活支援センター	(社福)京都障害児福祉協会	京都市北区	平成15年4月1日
	障害者就業･生活支援センター　はぴねす	(社福)南山城学園	城陽市	平成16年4月1日
	障害者就業･生活支援センター　わかば	(社福)みずなぎ学園	舞鶴市	平成18年4月3日
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉･スポーツ協会	大阪市平野区	平成14年5月7日
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪知的障害者育成会	大東市	平成16年4月1日
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	富田林市	平成17年4月1日
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぷくぷく福祉会	吹田市	平成18年4月3日
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	高槻市	平成18年4月3日
兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	加古川市	平成14年5月7日
	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	神戸市兵庫区	平成16年4月1日
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	赤穂市	平成18年4月3日
奈良県	障害者就業･生活支援センター　ウィ～ズ	(社福)創生会	磯城郡田原本町	平成15年4月1日
	なら障害者就業･生活支援センター　コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	奈良市	平成16年4月1日
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	田辺市	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター　つれもて	(社福)一麦会	和歌山市	平成16年4月1日
	紀中障害者就業・生活支援センター　わーくねっと	(社福)太陽福祉会	御坊市	平成18年4月3日
鳥取県	とっとり障害者就業・生活支援センター	(NPO)すてっぷ	米子市	平成15年1月6日
	障害者就業・生活支援センター　しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	鳥取市	平成16年10月1日
島根県	島根西部障害者就業・生活支援センター　レント	(社福)いわみ福祉会	浜田市	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター　リーフ	(社福)親和会	出雲市	平成16年7月1日
	松江障害者就業・生活支援センター	(社福)桑友	松江市	平成17年4月1日
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	岡山市	平成14年5月7日
	倉敷障害者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	倉敷市	平成16年7月1日
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	三原市	平成14年5月7日
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	府中市	平成16年4月1日
山口県	光栄会　障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	宇部市	平成14年5月7日
徳島県	障害者就業・生活支援センター　「わーくわく」	(社福)愛育会	板野郡松茂町	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター「箸藏山荘」	(社福)池田博愛会	三好郡池田町	平成17年4月1日
	障害者就業・生活支援センター　よりそい	(社福)柏涛会	海部郡美波町	平成18年4月3日
香川県	障害者就業・生活支援センター　共生	(社福)恵愛福祉事業団	東かがわ市	平成15年4月1日
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	松山市	平成14年10月1日

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
	障害者就業・生活支援センター　あみ	(社福)来島会	今治市	平成16年7月1日
高知県	障害者就業・生活支援センター　ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	四万十市	平成15年1月6日
	高知障害者就業・生活支援センター　ＳＨＩＮＥ	(社福)太陽福祉会	高知市	平成16年4月1日
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	北九州市戸畑区	平成14年5月7日
	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	(社福)上横山保育会	八女郡広川町	平成17年4月1日
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	直方市	平成18年4月3日
佐賀県	社会福祉法人たちばな会　障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	藤津郡塩田町	平成14年7月1日
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	諫早市	平成14年5月7日
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	佐世保市	平成18年4月3日
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢･障害者雇用支援協会	熊本市	平成16年4月1日
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	(社福)慶信会	八代市	平成17年4月1日
大分県	障害者就業・生活支援センター　大分プラザ	(社福)博愛会	大分市	平成14年10月1日
	障害者就業・生活支援センター　サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	宇佐市	平成16年4月1日
	障害者就業・生活支援センター　はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	日田市	平成18年4月3日
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	宮崎市	平成15年4月1日
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	日置郡伊集院町	平成15年10月15日
沖縄県	障害者就業・生活支援センター　ティーダ＆チムチム	(社福)名護学院	名護市	平成14年5月7日
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	沖縄市	平成16年7月1日
	南部地区障害者就業・生活支援センター　しごと・せいかつ支援センター群星（むりぶし）	(社福)伊集の木会	那覇市	平成17年4月1日

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

（注）
1 ※は地方公共団体と民間企業とが共同出資して設置した第3セクター方式による重度障害者雇用企業。
2 昭和63年4月より法律によって位置づけたものであり、昭和63年3月以前は局長通達による取扱による。

北海道（3社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
上磯興業㈱	上磯郡上磯部町	太平洋セメント㈱	東京	14. 7. 30	
㈱テルベ	北見市	(株)セブン＆アイ・ホールディングス	東京	17. 9. 1	○
北海道はまなす食品㈱	北広島市	生活協同組合コープさっぽろ	北海道	17. 12. 26	

宮城県（3社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
アビリティーズジャスコ㈱	仙台市	イオン㈱	千葉	58. 7. 26	
㈱カローラテック	仙台市	トヨタカローラ宮城㈱	宮城	4. 1. 27	
㈲杏友精器	仙台市	東洋刃物㈱	宮城	10. 7. 13	

山形県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈲エプソンスワン	酒田市	東北エプソン㈱	山形	14. 9. 30	

栃木県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱JSPモールディング	鹿沼市	㈱JSP	東京	14. 12. 5	
ソニー希望㈱	鹿沼市	ソニー㈱	東京	15. 11. 10	

埼玉県（9社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱アドバンス	行田市	㈱コーセー	東京	5. 3. 31	
㈱ハロー	熊谷市	日立金属㈱	東京	10. 8. 10	○
㈱三愛エスポアール	入間郡三芳町	㈱三愛	東京	11. 5. 20	
㈱障害者支援センター	さいたま市	㈱福祉葬祭	埼玉	11. 12. 20	
㈱西友サービス	川越市	㈱西友	東京	13. 3. 1	○
㈱エム・エル・エス	東松山市	㈱松屋フーズ	東京	13. 12. 18	
㈱マルイキットセンター	戸田市	㈱丸井	東京	15. 11. 7	○
あけぼの123㈱	羽生市	曙ブレーキ工業（株）	埼玉	16. 4. 1	○
㈱アドバンテストグリーン	狭山市	㈱アドバンテスト	東京	16. 9. 17	

千葉県（7社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ ㈱千葉データセンター	千葉市	東洋エンジニアリング㈱	千葉	元. 4. 1	○
㈱ダックス	習志野市	㈱エフピコ	広島	4. 5. 28	
㈱舞浜ビジネスサービス	浦安市	㈱オリエンタルランド	千葉	11. 5. 10	
サムコサポート㈱	野田市	三菱住友シリコン（株）	東京	16. 5. 13	○
さくらサービス㈱	市原市	創価学会	東京	17. 2. 8	
㈱ジェイフレンドリー	成田市	日本ビジネス開発㈱	東京	17. 5. 13	○
京成ハーモニー㈱	印旛郡酒々井町	京成電鉄㈱	東京	18. 2. 1	

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

東京都（49社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
菱信データ㈱	港区	三菱信託銀行㈱	東京	54.7.30	
物産サービス㈱	千代田区	三井物産㈱	東京	57.5.27	
㈱あおばウオッチサービス	江東区	セイコー㈱	東京	59.7.15	○
※ ㈱東京都データシステムズ	日野市	国際航業㈱	東京	60.10.30	
日製サービス㈱	港区	日立ハイテクノロジーズ㈱	東京	62.9.3	
※ 東京都ビジネスサービス㈱	江東区	カテナ㈱	東京	62.12.4	
㈱リクルートプラシス	中央区	㈱リクルート	東京	2.5.30	○
㈱長谷工システムズ	港区	㈱長谷工コーポレーション	東京	3.7.24	
㈱マーノ	豊島区	㈱マルエツ	東京	4.5.11	
※ 東京グリーンシステムズ㈱	多摩市	㈱CSK	東京	5.3.29	
㈱JTBデータサービス	文京区	㈱ジェイティービー	東京	5.3.30	
エーエヌエー・ウィング・フェローズ㈱	大田区	全日本空輸㈱	東京	5.12.12	
※ 東京都プリプレス・トッパン㈱	板橋区	凸版印刷㈱	東京	5.12.27	
身体障害者雇用促進研究所㈱	中野区	テンプスタッフ㈱	東京	6.2.28	
日通ハートフル㈱	港区	日本通運㈱	東京	10.5.7	
㈱ヒューマングリーンサービス	府中市	㈱アサンテ	東京	11.10.1	
㈱オレンジジャムコ	三鷹市	㈱ジャムコ	東京	11.10.18	
㈱フロンティア日建設計	千代田区	㈱日建設計	大阪	11.4.28	
東友インテックス㈱	千代田区	㈱トーメン	東京	11.6.11	○
横河ファウンドリー㈱	武蔵野市	横河電機㈱	東京	11.9.24	○
㈱九段パルス	千代田区	㈱小学館	東京	13.5.30	
㈱スワン	中央区	ヤマト運輸㈱	東京	13.8.1	
ソニー光㈱	品川区	ソニー㈱	東京	14.5.1	○
ソラン・ピュア㈱	港区	ソラン㈱	東京	14.5.16	○
オーク・フレンドリーサービス㈱	墨田区	㈱大林組　東京本社	東京	14.5.20	
ジョブサポートパワー㈱	千代田区	マンパワー・ジャパン㈱	東京	15.3.18	
㈱ビジネス・チャレンジド	町田市	㈱みずほフィナンシャルグループ	東京	15.4.1	○
NECフレンドリースタフ㈱	府中市	日本電気㈱	東京	15.5.1	
㈱ビジネスプラス	府中市	㈱もしもしホットライン	東京	15.5.2	
㈱パソナハートフル	千代田区	㈱パソナ	東京	15.6.18	
㈱サンエー・ロジスティクス	渋谷区	㈱サンエー・インターナショナル	東京	15.10.31	
㈱キユーピーあい	町田市	キユーピー㈱	東京	15.12.26	
フレンドリーエーム㈱	港区	エームサービス㈱	東京	16.4.15	○
エイチ・ティー・ソリューションズ㈱	豊島区	㈱光通信	東京	16.5.7	○
㈱沖ワークウェル	港区	沖電気工業㈱	東京	16.5.13	○
ブリヂストンチャレンジド㈱	小平市	㈱ブリヂストン	東京	16.5.26	○
㈱ビルケアスタッフ	千代田区	㈱日立ビルシステム	東京	16.5.26	○
太平洋サービス㈱	中央区	太平洋セメント㈱	東京	16.5.26	
㈱京王シンシアスタッフ	多摩市	京王電鉄㈱	東京	16.12.16	
㈱JALサンライト	品川区	㈱日本航空	東京	17.2.1	○
㈱伊勢丹ソレイユ	新宿区	㈱伊勢丹	東京	17.3.25	○
㈱博報堂アイ・オー	港区	㈱博報堂DYホールディングス	東京	17.4.1	○
㈱メトロフルール	江東区	東京地下鉄㈱	東京	17.4.1	
アステラス人材開発サポート㈱	中央区	アステラス製薬㈱	東京	17.5.13	○
㈱ベネッセビジネスメイト	多摩市	㈱ベネッセコーポレーション	岡山	17.5.26	○
NTTクラルティ（株）	武蔵野市	日本電信電話（株）	東京	17.6.1	○
大東コーポレートサービス（株）	港区	大東建託（株）	東京	17.8.1	○
㈱トランスコスモス・アシスト	渋谷区	トランス・コスモス㈱	東京	17.8.26	
㈱コムスン・スマイル	港区	グッドウイル・グループ㈱	東京	18.1.11	○

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

神奈川県(26社)

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
伊藤忠ユニダス㈱	横浜市	伊藤忠商事㈱	東京	63.3.15	
㈱羽田工作所	川崎市	㈱秀光	東京	2.5.16	
㈱富士電機フロンティア	川崎市	富士電機㈱	東京	6.5.12	○
リコーエスポアール㈱	海老名市	㈱リコー	東京	6.5.24	○
スリーエムフェニックス㈱	相模原市	住友スリーエム㈱	東京	9.12.1	
山武フレンドリー㈱	藤沢市	㈱山武	東京	10.5.19	
㈱スタンレーウェル	秦野市	スタンレー電気㈱	東京	11.3.12	
㈱ファンケルスマイル	横浜市	㈱ファンケル	神奈川	11.5.7	○
㈱日立ゆうあんどあい	横浜市	㈱日立製作所	東京	12.2.25	○
㈱スタッフサービス・ビジネスサポート	相模原市	㈱スタッフサービス・ホールディングス	東京	12.8.22	○
富士ソフト企画㈱	鎌倉市	富士ソフトABC㈱	神奈川	12.9.11	○
㈱ニコンつばさ工房	横浜市	㈱ニコン	東京	13.3.1	
㈱ニッパツ・ハーモニー	横浜市	日本発条㈱	神奈川	14.4.24	
㈲旭硝子サンスマイル	横浜市	旭硝子㈱	東京	14.7.30	
㈱テクノサービス・ビジネスサポート	相模原市	㈱スタッフサービス・ホールディングス	東京	15.3.31	○
ピアサポート㈱	横浜市	セントケア㈱	東京	15.4.25	
JFEアップル東日本㈱	川崎市	JFEスチール㈱	東京	15.5.30	
㈱京急ウィズ	川崎市	京浜急行電鉄㈱	東京	15.9.30	○
㈱ウェルハーツ小田急	相模原市	小田急電鉄㈱	東京	15.10.10	
日清オイリオ・ビジネススタッフ㈱	横浜市	日清オイリオグループ㈱	東京	16.4.27	○
㈱東急ウィル	川崎市	東京急行電鉄㈱	東京	16.5.17	○
㈱富士通ゼネラルハートウェア	川崎市	㈱富士通ゼネラル	神奈川	16.8.6	
古河ニューリーフ㈱	平塚市	古河電気工業㈱	東京	16.10.7	
東芝ウイズ㈱	横浜市	㈱東芝	東京	17.5.9	○
共生産業㈱	相模原市	㈱トラストワークスサンエー	神奈川	17.8.17	
相鉄ウイッシュ(株)	横浜市	相模鉄道(株)	神奈川	18.3.23	

山梨県(1社)

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
洋信産業㈱	甲府市	三菱樹脂㈱	東京	17.4.27	

長野県(2社)

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
エプソンミズベ㈱	諏訪市	セイコーエプソン㈱	長野	59.2.24	○
※ ㈱長野協同データセンター	長野市	㈱協同測量社	長野	4.3.30	

岐阜県(2社)

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ ㈱サン・シング東海	揖斐郡大野町	㈱トーカイ	岐阜	6.5.31	○
富士リネン㈱	郡上市	カネコ㈱	岐阜	15.12.8	

静岡県(7社)

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ ㈱エイ・ピー・アイ	沼津市	㈱駿河銀行	静岡	3.4.30	
ワイピービジネスサービス㈱	浜松市	ヤマハ㈱	静岡	4.5.6	
㈱ミクロ富士見	静岡市	スター精密㈱	静岡	17.1.21	
矢崎ビジネスサポート㈱	裾野市	矢崎総業㈱	静岡	17.4.18	
㈱スズキ・サポート	浜松市	スズキ㈱	静岡	17.4.26	
エス・ライフサポート㈱	静岡市	杉本金属工業㈱	静岡	17.12.16	
(株)TBEケミカル	焼津市	(株)東海ビルエンタープライズ	静岡	18.4.3	

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

愛知県（7社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
デンソー太陽㈱	蒲郡市	㈱デンソー	愛知	59.6.1	
㈱アストロ	知立市	富士機械製造㈱	愛知	62.5.11	
※ 愛知玉野情報システム㈱	名古屋市	玉野総合コンサルタント㈱	愛知	元.5.2	
日東電工ひまわり㈱	豊橋市	日東電工㈱	大阪	13.2.9	○
ユーエフジェイビジネスエイド㈱	西春日井郡師勝町	㈱UFJ銀行	愛知	14.1.15	
中電ウイング㈱	名古屋市	中部電力㈱	愛知	15.4.1	
(有)サポートサービスセンター	愛知郡長久手町	㈱KTCホールディングス	愛知	17.11.7	○

三重県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ ㈱三重データクラフト	津市	JFEエンジニアリング㈱	東京	15.5.30	
㈱アサンテ	久居市	トランス・コスモス㈱	東京	18.1.11	

滋賀県（3社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
電気硝子ユニバーサポート㈱	大津市	日本電気硝子㈱	滋賀	55.9.22	○
※ 滋賀松下電工㈱	彦根市	松下電工㈱	大阪	8.3.22	
㈱クレール	犬上郡多賀町	参天製薬㈱	大阪	10.5.22	

京都府（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
オムロン京都太陽㈱	京都市	オムロン㈱	京都	61.7.4	

大阪府（20社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
シャープ特選工業㈱	大阪市	シャープ㈱	大阪	52.3.31	
松下エコシステムズ共栄㈱	大阪市	松下エコシステムズ㈱	愛知	55.4.1	○
※ 交野松下㈱	交野市	松下電器産業㈱	大阪	58.2.7	
㈱ダイキ	大阪市	㈱ダイヘン	大阪	58.7.22	
エスエムビーシーグリーンサービス㈱	東大阪市	㈱三井住友銀行	東京	3.5.30	○
㈱ニッセイニュークリエーション	大阪市	日本生命保険相互会社	大阪	6.3.1	
※ ㈱ダイキンサンライズ摂津	摂津市	ダイキン工業㈱	大阪	6.6	
※ ㈱かんでんエルハート	大阪市	関西電力㈱	大阪	7.6.1	
㈱エルアイ武田	大阪市	武田薬品工業㈱	大阪	7.10.27	
三洋ハートエコロジー㈱	大東市	三洋電機㈱	大阪	10.11.20	○
㈱スミセイハーモニー	大阪市	住友生命保険相互会社	大阪	13.11.27	
㈱三幸舎ランドリーセンター	泉佐野市	㈱吉野家ディー・アンド・シー	東京	15.5.1	
クボタワークス㈱	大阪市	㈱クボタ	大阪	15.6.20	
十信ビジネスサービス㈱	大阪市	十三信用金庫	大阪	15.10.17	
㈱ラミNOVA	大阪市	㈱ノヴァ	大阪	16.3.8	
アデコソレイユ㈱	大阪市	アデコ㈱	東京	17.3.16	
コクヨkハート㈱	大阪市	コクヨ㈱	大阪	17.4.20	
㈱あしすと阪急	北区	阪急ホールディングス（株）	大阪	17.5.11	○
（株）南海ハートフルサービス	中央区	南海電気鉄道（株）	大阪	17.6.27	○
㈱トーヨーリファイン	西区	東洋ゴム工業㈱	大阪	７．１０．	○

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

兵庫県（9社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
明和工業協同組合	明石市	大和製衡㈱	兵庫	53.3.23	
※ 播磨三洋工業㈱	加西市	三洋電機㈱	大阪	58.1.14	
※ 阪神友愛食品㈱	西宮市	生活協同組合コープこうべ	兵庫	62.7.1	
㈲エヌ・エス・グリーン	姫路市	㈱日本触媒	大阪	7.5.8	
YKK六甲㈱	神戸市	YKK㈱	富山	11.5.11	○
グローリーフレンドリー㈱	姫路市	グローリー工業㈱	兵庫	11.5.17	○
㈱ワールドビジネスサポート	神戸市	㈱ワールド	兵庫	16.5.13	○
㈱SRIウィズ	神戸市	住友ゴム工業㈱	兵庫	16.12.3	○
日本パーソネルセンター㈱	神戸市	UCC上島珈琲㈱	兵庫	17.5.30	○

奈良県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
ヤマトテキスタイル㈱	北葛城郡新庄町	マルコ㈱	奈良	10.1.28	

鳥取県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ 千代三洋工業㈱	鳥取市	鳥取三洋電機㈱	鳥取	5.11.10	

岡山県（3社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ 吉備松下㈱	御津郡加茂川町	松下電器産業㈱	大阪	56.5.20	
㈱グロップサンセリテ	岡山市	㈱グロップ	岡山	16.5.10	○
㈱日研環境サービス	倉敷市	日研総業㈱	東京	16.11.1	○

広島県（3社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ ㈱広島情報シンフォニー	広島市	㈱中国サンネット	広島	2.5.31	
松尾電気㈱	賀茂郡大和町	スタンレー電気㈱	東京	5.10.25	
JFEアップル西日本㈱	福山市	JFEスチール㈱	東京	15.5.30	

山口県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈲リベルタス興産	宇部市	宇部興産㈱	山口	4.1.27	

香川県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
(株)T－NETvigla	高松市	(株)ティーネットジャパン	香川	17.7.20	

愛媛県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱ケイシー	温泉郷重信町	㈱キクノ	愛媛	10.5.28	
大黒友愛紙工㈱	川之江市	大黒工業㈱	愛媛	13.3.19	

特例子会社一覧

平成18年3月末日現在会社数 188社

高知県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱ダックス四国	南国市	㈱エフピコ	広島	10.9.18	
㈱エコライフ土佐	高知市	㈱サニーマート	高知	14.1.8	

福岡県（6社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ 九州地理情報㈱	福岡市	東亜建設技術㈱	福岡	3.6.3	
㈲化成フロンティアサービス	北九州市	三菱化学㈱	東京	6.1.26	○
※ ㈱サンアクアトートー	北九州市	東陶機器㈱	福岡	6.5.25	○
※ ㈱ビー・ピー・シー	福岡市	㈱ベスト電器	福岡	6.11.7	
㈱九電工フレンドリー	福岡市	㈱九電工	福岡	13.10.1	○
㈱九州字幕放送共同制作センター	福岡市	九州電力㈱	福岡	16.10.26	

長崎県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ プリマルーケ㈱	南高来郡国見町	プリマハム㈱	東京	8.7.11	
川棚ワークサービス㈲	東彼杵郡川棚町	日本フードパッカー㈱	青森	17.1.12	

熊本県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
※ 希望の里ホンダ㈱	下益城郡松橋町	本田技研工業㈱	東京	62.4.23	

大分県（8社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
オムロン太陽㈱	別府市	オムロン㈱	京都	52.12.15	
ソニー太陽㈱	速見郡日出町	ソニー㈱	東京	56.12.14	
ホンダ太陽㈱	別府市	本田技研工業㈱	東京	57.5.26	○
三菱商事太陽㈱	別府市	三菱商事㈱	東京	59.4.24	
ホンダアールアンドデー太陽㈱	速見郡日出町	㈱本田技術研究所	埼玉	5.3.15	
富士通エフサス太陽㈱	別府市	富士通サポートアンドサービス㈱	東京	7.10.16	
日豊オノダ㈱	津久市	太平洋セメント㈱	東京	13.3.13	
㈱ジョイフルサービス	大分市	㈱ジョイフル	大分	17.2.28	

宮崎県（2社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱旭化成アビリティ	延岡市	旭化成㈱	東京	61.3.22	○
㈱グリーンフラッシュ	宮崎市	㈱コスモス薬品	宮崎	16.5.14	

鹿児島県（1社）

特例子会社名	所在地	親会社	所在地	認定年月日	グループ適用の有無
㈱愛生	曾於郡大崎町	㈱岩田屋	福岡	10.1.1	